	第五十六条第一項		記号番号についての当該払渡希望金融機関の証明書を添えなければならない。
	第五十六条第二項	又はき、損したとき	書、預金通帳の写しその他の預金口座の名義及び口座番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。
		一　受給権者の生年月日	若しくは毀損したとき又は障害年金証書に記載された氏名に変更があるとき
		三　滅失又はき、損の事由	一　氏名（障害年金証書に記載された氏名に変更がある者にあつては、変更前及び変更後の氏名）、生年月日及び住所 一の二　個人番号又は基礎年金番号
	第五十六条第三項	障害年金証書がき、損したことにより前項の申請書を提出するときは、これにその	三　障害年金証書を滅失し、又は毀損した者にあつては、その事由
	第六十一条第一項第五号、第六十二条第一項第四号、第六十四条の二第四号、第六十五条第一項第五号、第六十五条の二第三号及び第六十五条の六第三号	記号番号又は番号	前項の申請書（障害年金証書を滅失したことによる第一項の申請に係るものを除く。）には、
			年金コード又は記号番号若しくは番号
（略）			
	第六十五条の三第一項	一　請求者の生年月日	一　請求者の生年月日 一の二　個人番号又は基礎年金番号
	第六十六条及び第七十六条の八	一　申請者及び所在不明者の生年月日	一　申請者及び所在不明者の氏名、生年月日及び住所 一の二　申請者の個人番号又は基礎年金番号及び所在不明者の基礎年金番号
		三　所在不明者の氏名、所在不明者の住所及び所在不明	三　所在不明

	第五十六条第一項		記号番号についての当該払渡希望金融機関の証明書を添えなければならない。
	第五十六条第二項	（新設）	金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類を添えなければならない。
		（新設）	（新設）
		（新設）	（新設）
	第五十六条第三項	（新設）	（新設）
	第六十一条第一項第五号、第六十二条第一項第四号、第六十四条の二第四号、第六十五条第一項、第六十五条の二第三号及び第六十五条の六第三号	（新設）	（新設）
			（新設）
（略）			
	第六十五条の三第一項	一　請求者の生年月日	一　請求者の生年月日 一の二　基礎年金番号
	第六十六条及び第七十六条の八	一　申請者及び所在不明者の生年月日	一　申請者及び所在不明者の生年月日 一の二　申請者及び所在不明者の基礎年金番号
		（新設）	（新設）